

令和2年3月24日に文部科学事務次官名で「令和2年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等について」が各都道府県・指定都市教育委員会委員長等に通知され、その中に学校教育活動再開に向けての留意事項を整理した「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」が添付されています。このガイドラインの「3. 入学式及び修学旅行等の学校行事の実施に関する事」の中で以下の記載がありますのでお知らせします。

**別添1** 「I. 新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」より抜粋

**3. 入学式及び修学旅行等の学校行事の実施に関する事**

入学式及び始業式の実施に際しては、3月9日の専門家会議で示されている3つの条件が重なることのないよう、感染拡大防止の対策を講じること。

その他の学校行事についても、その実施に際し、上記3つの条件が重なることのないよう、地域の感染状況等も踏まえ、それぞれの学校行事における学習活動の特徴に応じて感染拡大防止の措置や開催方式の工夫等の措置を講じたり、延期したりする等の対応を行うこと。

特に、修学旅行については、その教育的意義や児童生徒の心情等にも配慮いただき、当面の措置として取り止める場合においても、中止ではなく延期扱いとすることを検討いただくなどの配慮をお願いしたいこと。なお、海外への修学旅行や研修旅行を計画している場合は、諸外国における新型コロナウイルス感染症の状況、日本からの渡航者・日本人に対する入国制限措置及び入国・入域後の行動制限の状況、海外から日本に帰国する際の我が国の水際対策としての検疫体制の強化等の状況を踏まえ、外務省及び厚生労働省のホームページ等により情報収集に万全を期すとともに、十分に御検討をいただくようお願いしたいこと。

令和2年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等について（通知）全文